法学研究科研究指導計画

2025 年 4 月 1 日　法学研究科教授会

法政大学大学院法学研究科修士学位取得のためのガイドライン

※事務手続きに関する詳細は，大学院要項や大学院棟専攻別掲示板で確認してください。

【本研究科で授与する学位】

修士（法学）Master of Laws

【修士学位請求の要件】

Ⅰ　在学期間

本研究科修士課程に 2 年以上在学し，指導教員による研究指導を受けていること。

ただし，在学期間に関しては，優れた業績を上げた者については，1 年以上在学すれば足りるものとする。

Ⅱ　単位要件

1　修士論文による修了

課程修了には，32 単位以上（ただし，2016 年度以前入学者は 30 単位以上）を修得しなければならない。このうちコースワーク科目から 16 単位以上，リサーチワーク科目のうち演習科目から 8 単位以上，論文指導科目から 8 単位以上，修得することが推奨される。

履修科目は，指導教員と相談の上，決定することができるが，指導教員が開講する「論文指導」科目は，必ず履修しなければならい。

2　リサーチペーパーによる修了（2017 年度以降入学者のみ）

課程修了には，36 単位以上を修得しなければならない。このうちコースワーク科目から 16 単位以上，リサーチワーク科目のうち演習科目から 8 単位以上，論文指導科目から 8 単位以上，修得することが推奨される。

履修科目は，指導教員と相談の上，決定することができるが，指導教員が開講する「論文指導」科目は，履修しなければならい。

【学位請求までのプロセス】

Ⅰ　研究指導体制

法学研究科法律学専攻では，コースワーク科目及びリサーチワーク科目を設置している。コースワーク科目には，法律学原典研究及び特殊講義の科目群が設置され，自立して研究活動を行うことができる研究者を養成するためのカリキュラムが整備されている。具体的には，法律学原典研究は，法律学に関する外国文献の講読を通じて，法律学の研究に必要な外国文献の読み方・理解の仕方などを学ぶものであり，特殊講義は，各分野の基礎を確認した上で専門知識を体系的に身につけるものである。

また，リサーチワーク科目として，演習科目と論文指導科目を開講しており，演習科目では，学生の興味関心や研究上の必要に沿ってテーマを設定し，学生の調査研究について，報告や質疑応答，討論を行うことにより，研究の深化を図るのに対し，論文指導科目は，法律学の研究に必要な技能の修得を目的とし，指導教員が論文の完成に向けて段階的な指導を行うものである。

なお，法学研究科では，ガイドライン型のコース制を設置し，研究者養成コース，高度職業人養成コース及び特定課題研究コースの 3 つのコースを設けている。このうち，研究者養成コースは，履修を推奨する科目を指定せず，学生の研究テーマや目指す研究者像に沿って自主的な科目の選択を促すものである。また，高度職業人養成コースは，業種ごとに履修モデルを示すもので，特定課題研究コースは，特定の課題についての研究を目指す学生を対象に，履修を推奨する科目を指定せず，指導教員の指導に基づく履修科目の選択を促すものである。

Ⅱ　1 年次

5月末までに指導教員承認届を提出し，指導教員の登録手続きを行う。当該指導教員の指導の下で，各専門分野の特殊講義等の科目のほか，1年次論文指導科目や演習科目への参加を通して，資料収集の方法など研究の基本姿勢と手法を学び，問題関心の拡大と研究テーマの集約を図る。

Ⅲ　2年次

5月末までに指導教員承認届を提出し，指導教員の登録手続き行う。各専門分野の特殊講義等の科目のほか，2年次論文指導科目や演習科目を履修し，指導教員から研究指導を受け，その指導のもとに，論文題名を予備登録したうえで，指定された日時に論文またはリサーチペーパーを提出する。

【修士学位請求論文の審査基準】

Ⅰ　修士論文

(1) 分量

2万字以上とする。

(2) 評価基準

①法学の分野における基礎的な研究能力が示されていること，又は

②高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力が示されていること。

(3) 評価項目

審査に当たっては，具体的に以下のような評価項目が念頭に置かれる。ただし，最終的な評価は，研究科教授会に一任される。

① 修士論文の対象とするにふさわしい研究テーマ及び研究方法が，先行研究を踏まえて適切に設定されていること。

② 当該研究テーマに関する学説・判例等の調査及び分析が必要かつ十分に行われていること。その際，専攻分野において修士論文に標準的に求められる程度の外国法に関する資料の調査及び分析が含まれていること。

③ 研究資料の読解・分析・解釈が精確であること。

④ 既存の研究に独自の知見を加えたり，着眼点の斬新さや分析の切り口の面白さを有したりするなど，新規な研究成果と呼ぶにふさわしい一定の要素を含んでいること。

⑤ 論理的に一貫した構成と内容を有し，全体としてよくまとめられていること。

⑥ 章立て・引用表記・出典表示等の論文としての形式的要件を満たしていること。

Ⅱ　リサーチペーパー

(1) 分量

2万字程度を基準とする。

(2) 評価基準

① 法学の分野における基礎的な調査分析能力が示されていること，又は

② 高度の専門性が求められる職業を担うに十分な能力が示されていること。

(3) 評価項目

審査に当たっては，具体的に以下のような評価項目が念頭に置かれる。ただし，最終的な評価は，研究科教授会に一任される。

① リサーチペーパーの対象とするにふさわしい研究テーマが適切に設定されていること。

② 当該研究テーマに関する学説・判例等の調査及び分析が適切に行われていること。その際，リサーチペーパーでは必ずしも外国法研究は求められないものの，専攻分野によっては，一定水準以上の外国法調査・分析能力が示されていること。

③ 論理的に一貫した構成と内容を有し，全体としてよくまとめられていること。

④ 章立て・引用表記・出典表示などの論文としての形式的要件を満たしていること。

【修士論文及びリサーチペーパーの提出】

Ⅰ　予備登録

予備登録時期は，修士論文及びリサーチペーパー（以下，「論文等」という）の提出年度の6月上旬（9月修了の場合），または，10月中旬～下旬（3月修了の場合）とする。

論文等の提出予定者は，必ず指導教員と相談のうえ，論文等の題名を登録すること。予備登録後に論文等の題名を変更する場合は，論文等の提出時の提出書類に変更後の論文等の題名を記入すること。

Ⅱ　論文等の提出

１　受付日時

論文等の提出時期は，論文等提出年度の 6 月中旬から 7 月上旬（9 月修了の場合），または，12 月から翌年 1 月初旬（3 月修了の場合）までとする。

論文等の提出受付は，指定提出日・指定時間内のみとする。締切日時以降は，いかなる理由があっても，論文等の提出は認められないので，十分注意すること。

２　論文等提出方法

Web 上の提出フォーム(詳細は学習支援システム内の Web 掲示板にて案内)へ PDF データにて提出

３　提出書類

・論文審査願（用紙は予備登録手続き時に配布する）・・・指定用紙【様式 1】
・修士論文要旨（2,000 字以内）（論文綴込式），または，リサーチペーパー要旨（2,000 字以内）（論文綴込式）
・修士論文（25,000 字以上），または，リサーチペーパー（20,000 字程度）

Ⅲ　作成基準

１　論文要旨・論文等の綴じ込み

・綴じ込みの順序は原則として，「表紙」，「論文要旨」，「目次」，「本文」の順番で綴じること。
・「表紙」には，論文の種別（修士論文・リサーチペーパーの別），指導教員，論文題名，所属，氏名を記入すること。
・「本文」の印刷は片面印刷を原則とします。専攻もしくは指導教員から異なる指示があった場合は，その指示に従ってください。

【学位審査の概要】

Ⅰ　指導教員による承認

修士学位を請求しようとする者は，論文等の提出要件を満たし，指導教員から当該論文等の内容及び水準，形式について確認及び指導を受け，指導教員が修士学位請求に充分な水準であると判断した場合に，論文等を提出することができる。

Ⅱ　研究科教授会による受理

研究科教授会は，受理された学位請求論文について，主査 1 名及び副査 2 名の審査委員を選出する。なお，副査については，他研究科や他大学等の研究者を選定することができる。

Ⅲ　審査委員による論文等の審査及び最終試験（口述試験）

審査委員は，学位請求論文について審査及び最終試験を行う。審査終了後，審査委員は研究科教授会に合否の提案とその理由を記した審査結果報告書を提出する。

審査及び最終試験の日程と場所は，最終試験日の 1 週間前を目途に，法律学専攻掲示版に掲示し，併せて大学院ホームページにも掲載する。

受験にあたっては，修士論文またはリサーチペーパー1 部を必ず持参すること

Ⅳ　研究科教授会の合否判定及び学位授与

研究科教授会は，審査委員からの報告をもとに，審議のうえ合否を決定する。課程修了の認定は，研究科教授会の議を経て，総長が行い，修了者には総長が学位を授与する。

【論文等の公開及び保存】

2002 年度以降に合格した修士論文で非公開と認められたもの以外については，法政大学図書館で永久保存する。図書館で閲覧することができる。また，リサーチペーパーは，大学内で適切に保管される。

法政大学大学院法学研究科修士課程　　修了までのスケジュール

	１年次	２年次
入学時	研究計画 指導教員の決定	
４月上旬 　中旬	履修科目確定・登録 １年次「履修計画」提出	 ２年次「履修計画」提出
５月上旬 　末	 指導教員承認届提出 　指導教員の登録手続き	学位論文作成計画の提出 　学位論文作成計画を提出し，指導教員の下で研究を進める 指導教員承認届提出 　指導教員の登録手続き
６月上旬	研究計画の提出 　研究計画を提出し，指導教員の下で研究を進める	修士論文（リサーチペーパー含む）予備登録（９月修了）
７月上旬 ７月中旬 ７月中旬～ ８月上旬		修士論文提出締切（９月修了） 審査及び最終試験（９月修了） 　審査委員からの報告 研究科教授会による合否判定（９月修了）
９月上旬 　中旬		９月修了発表 修士学位授与（９月修了） 論文の公開
１０月中旬～ 　下旬		修士論文（リサーチペーパー含む）予備登録（３月修了）
１月上旬 　下旬 １月下旬～ ２月上旬	 研究成果報告 　指導教員に研究成果を報告し，研究計画の到達状況の確認と指導を受ける	修士論文提出締切（３月修了） 審査及び最終試験（３月修了） 　審査委員からの報告 研究科教授会による合否判定（３月修了）
３月中旬 　下旬		３月修了発表 修士学位授与（３月修了） 論文の公開

法政大学大学院法学研究科博士学位取得のためのガイドライン（課程内）

※事務手続きに関する詳細は，大学院要項や大学院棟専攻別掲示板で確認してください。

【本研究科で授与する学位】

博士(法学)　Doctor of Laws

【博士学位申請の要件】

Ⅰ　在学期間

本研究科博士後期課程に 3 年以上在学し，指導教員の研究指導を受けなければならない。ただし，在学期間に関しては，優れた研究業績を上げた者については，別に定めるところにより 1 年以上在学すれば足りるものとする。

なお，修士課程を 1 年で修了した者にあっては，本研究科博士後期課程に 2 年以上在学しなければならない。

Ⅱ　単位要件

2017 年度よりコースワーク及びリサーチワーク制，授業科目の単位制が導入されたため，修了要件は 2017 年以降入学者と 2016 年度以前入学者で異なる。

1　2017 年度以降入学者

課程修了には，20 単位以上修得しなければならない。このうち，リサーチワーク（論文指導科目）から 12 単位以上，コースワーク（選択科目）から 8 単位以上を修得しなければならない。リサーチワーク科目を 12 単位を超えて修得した場合は，当該超えた分の単位は，コースワーク科目に振り替えることができる。

2　2016 年度以前入学者

単位制の適用はなく，課程修了には，論文指導科目を３科目（半期科目に換算した場合は６科目）以上修得しなければならない。

2017 年以降入学者用カリキュラムにおける「選択科目」は，修了要件には含まれないが，履修することができる。

Ⅲ　研究論文の発表

原則として，指導教員の指導を受けて，在学中に研究論文 1 本以上を『法政大学大学院紀要』に寄稿しなければならない。

【研究指導体制】

本研究科博士後期課程においても，コースワーク及びリサーチワーク制が設置されており，コースワークは，選択科目としての特殊研究が開講され，学生が各自の研究に必要な各分野の専門知識や外国法研究能力などを体系的に修得することを目的としている。また，リサーチワークは，論文指導科目として特研演習が開講され，指導教員が博士論文の完成に向けて段階的な指導を行うものである。

博士後期課程は，所定の科目を履修または単位修得するだけでなく，研究指導を受け博士論文をまとめることを目的としているため，毎年，当該年度の研究の成果を報告書にまとめ，1 月末日までに指導教員に提出することが必要である。

【博士学位請求論文の審査基準】

(1) 分量

10 万字以上とする。

(2) 評価基準

法学の分野において，研究者として自立的な研究活動を行い又はその他の高度に専門的な業務に従事するのに必要な，高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識並びに研究成果を外部に発表できる能力が示されていること。

(3) 評価項目

審査に当たっては，具体的に以下のような評価項目が念頭に置かれる。ただし，最終的な評価は，審査委員会に一任される。

① 博士論文の対象とするにふさわしい研究テーマ及び研究方法が，先行研究を踏まえて適切に設定されていること。

② 当該研究テーマに関する学説・判例等の調査及び分析が必要かつ十分に行われていること。その際，専攻分野において博士論文に標準的に求められる程度の外国法に関する資料の調査及び分析が含まれていること。

③ 研究資料の読解・分析・解釈が精確であること。

④ 既存の研究に独自の知見を加えたり，着眼点の斬新さや分析の切り口の面白さを有したりするなど，新規な研究成果と呼ぶにふさわしい内容を十分に有するものであること。

⑤ 論理的に一貫した構成と内容を有し，ひとつのまとまった研究としての十分な体系性を有していること。

⑥ 章立て・引用表記・出典表示などの論文としての形式的要件を満たしていること。

【博士論文の提出】

Ⅰ　提出書類

(1) 博士論文審査願　1部	指定用紙【様式1】
(2) 博士論文目録　1部	指定用紙【様式2】
(3) 論文（製本したもの）　3部	
(4) 論文要旨（4,000字以内）　1部	指定用紙【様式3】
(5) 論文のデータファイル　1部（1枚）	CD-R　データ形式指定
(6) 履歴書　1部	指定用紙【様式4】
(7) 研究業績　1部	指定用紙【様式5】
(8) 副論文目録（必要に応じて）　1部	指定用紙【様式6】

＊副論文とは，本論文と内容的に深い関連があり，本論文の審査の一部として提出する論文を指す。

(9) 副論文（必要に応じて）　3部	
(10) 電子公開複写許諾書　1部	指定用紙【様式7】
(11) 電子公開に関する報告書　1部	指定用紙【様式8】

Ⅱ　論文の形式

審査のため提出する論文は，著書を除いて，原稿のサイズはA４版とし，製本業者によって簡易製本（ソフトカバー/くるみ製本）されたものでなければならない。

Ⅲ　提出期日等

(1) 提出期日：3月授与希望者の場合は，前の年の9月末（ただし，在学中の者かつ3月授与希望者で，前の年の9月15日(春学期末)までに在学年数が上限の6年に達する者については，申請できない）。

9月授与希望者の場合は，その年の3月末（ただし，在学中の者かつ9月授与希望者で，3月31日（秋学期末）までに在学年数が上限の6年に達する者については，申請できない）。

(2) 提出先：大学院課事務室。提出は窓口取扱時間内にて受け付ける。

(3) 審査手数料：無料

【学位審査の概要】

Ⅰ　指導教員による承認

博士学位を請求しようとする者は，博士論文提出資格を満たし，指導教員から当該論文の内容・水準・形式について確認及び指導を受け，指導教員が博士学位請求に充分な水準であるとの判断をした場合に，論文を提出することができる。

Ⅱ　審査委員会による受理審査

本研究科所属の専任教員で構成する審査委員会は，提出された学位請求論文について，指導教員からの推薦をもとに審査し，受理の可否を決定する。受理が決定された場合は，審査に移行する。

Ⅲ　審査小委員会の設置

審査委員会は，学位請求論文の審査及び試験を行うため，審査小委員会を設ける。

審査小委員会は，主査1名及び副査2名以上の審査委員で構成する。

なお，審査委員会が必要と認めたときは，委員総数の3分の1を超えない範囲内で，審査委員会の構成員以外の本学教員及び他の大学，研究所等の教員を審査小委員会の委員にあてることができる。

Ⅳ　審査小委員会による審査及び試験

審査小委員会は，学位請求論文を中心としてこれに関連ある学問領域について，審査及び試験を行う。

審査小委員会は，論文の審査及び試験を終えたとき，ただちに論文内容の要旨及び審査結果の要旨，試験の成績に学位を授与することの可否についての意見を添え，文書により審査委員会に報告する。

Ⅴ　審査委員会の審議

審査委員会は，審査小委員会の報告に基づいて審議し，博士の学位を授与することの可否を議決する。議決に際しては，審査委員総数の3分の2以上が出席し，出席委員の3分の2以上の賛成を必要とする。

なお，論文の審査期間は，申請を受理した日から1年以内とする。ただし，やむを得ない事情があるときは，その期間を1年以内に限り延長することがある。

Ⅵ　学位授与の決定

審査委員会が博士の学位授与を議決した場合，審査委員長は，論文内容の要旨及び審査結果の要旨に試験の成績を添え，研究科教授会において報告する。研究科教授会は，この報告に基づき学位授与の可否について審議する。研究科教授会が学位を授与することを承認した場合，研究科長はこのことを研究科長会議に報告し，総長は，学位授与の可否を決定する。

Ⅶ　博士の学位授与

総長は，博士の学位授与を可とした者に対し，博士（法学）の学位を授与する。なお，博士の学位記の授与は，毎年3月及び9月に行う。

【博士論文等の公表及び保存】

Ⅰ　審査要旨の公表

博士の学位が授与されときは，当該学位論文の内容の要旨及び論文審査結果の要旨を，授与した日から3カ月以内にインターネットにより公表する。

Ⅱ　論文の公表

博士学位論文は，本学学位規則 29 条に基づいてこれを公表しなければならない。

法政大学学位規則
第 29 条　博士の学位を授与された者は，授与された日から 1 年以内に，本学又は独立行政法人大学評価・学位授与機構の協力により，その論文をインターネットにより公表しなければならない。ただし，博士の学位を授与される前にすでに公表したときはこの限りでない。
2　前項の規定により論文を公表するときは，「法政大学審査学位論文」である旨を明記しなければならない。
3　第 1 項の規定にかかわらず，博士の学位を授与された者は，やむを得ない事由がある場合には，研究科長会議の承認を受けて，当該論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合，本学はその論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。ただし，やむを得ない事由が無くなった場合には，博士の学位を授与された者は当該博士論文の全文を公表するものとする。
４　前項の規定により要約を公表する場合は，「法政大学審査学位論文の要約」と明記しなければならない。

※ 上記第 3 項にいう「やむを得ない事由がある場合」とは，客観的に見てやむを得ない特別な理由があると本大学が承認した場合をいう。

例１：　博士論文が，立体形状による表現を含む等の理由により，インターネットの利用により公表することができない内容を含む場合

例２：　博士論文が著作権保護，個人情報保護等の理由により，博士の学位を授与された日から 1 年を超えてインターネットの利用により公表することができない内容を含む場合

例３：　出版刊行，多重公表を禁止する学術ジャーナルへの掲載，特許の申請等との関係で，インターネットの利用による博士論文の全文の公表により博士の学位を授与された者にとって明らかな不利益が，博士の学位を授与された日から 1 年を超えて生じる場合

Ⅲ　論文の保存

審査が終了した博士学位論文に係る電子データは，国立国会図書館へ送付するとともに，本学図書館に保存する。

法政大学大学院法学研究科博士後期課程（課程内）　修了までのスケジュール

	１年次	２年次	３年次※
入学時	**研究計画** **指導教員の決定**		
４月中旬	**１年次「履修計画」提出**	**２年次「履修計画」提出**	**３年次「履修計画」提出**
５月上旬		**学位論文作成計画の提出** 学位論文作成計画を提出し，指導教員の下で研究を進める	**学位論文作成計画の提出** 学位論文作成計画を提出し，指導教員の下で研究を進める
末	**指導教員承認届提出** 指導教員の登録手続き	**指導教員承認届提出** 指導教員の登録手続き	**指導教員承認届提出** 指導教員の登録手続き
６月上旬	**研究計画の提出** 研究計画を提出し，指導教員の下で研究を進める		
９月上旬			**指導教員との打ち合わせ** 学位授与基準等の確認
下旬			**博士学位申請締切**（事務窓口提出）
１０月上旬			**審査委員会による受理審査** **受理の可否決定** 受理決定の場合，審査小委員会設置
１１月上旬～			**審査小委員会による論文審査** 審査期間１年以内（延長あり。通常は６カ月程度）
	（１月下旬） **研究成果報告** 指導教員に研究成果を報告し，研究計画の到達状況の確認と指導を受ける	（１月下旬） **研究成果報告** 指導教員に研究成果を報告し，研究計画の到達状況の確認と指導を受ける	**審査・最終試験** 審査小委員会からの報告 **審査委員会の審議** **学位授与決定** **学位の授与** ３月または９月 **論文の要旨及び審査結果の要旨のインサイダー公表** 学位授与から３カ月以内 **論文のインターネット公表** 学位授与から１年以内

※学位３月授与を念頭においたスケジュール